

第2節 就労による経済的自立が可能な社会に関する数値目標設定指標の動向

「憲章」では、「就労による経済的自立が可能な社会」、つまり、経済的自立を必要とする者、とりわけ若者が、いきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育て

に関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤の確保ができる社会を、仕事と生活の調和が実現した社会の3つの具体的な姿の1つ目として掲げています。

〈数値目標〉

①就業率

20～64歳の就業率は、2009年にやや低下しましたが、2007年以降おおむね75%前後で推移しており、2012年は75.2%となっています。

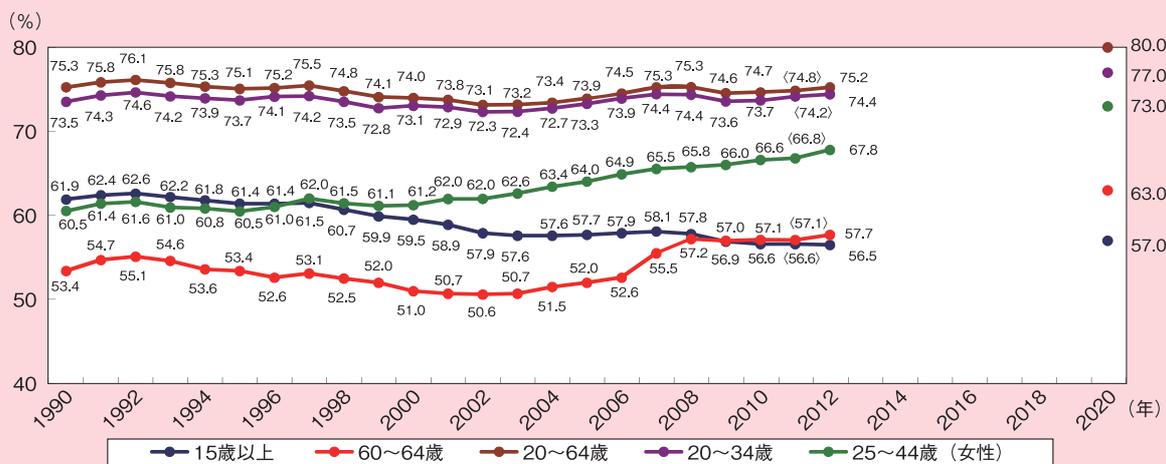
15歳以上の就業率については、2012年は56.5%となり、2010年以降3年連続でおおむね横ばいとなっています。長期的には低下傾向にありますが、その背景の一つとして、人口の高齢化に伴い他の年齢階級区分に比べて就業率が大幅に低い60歳以上の就業者の全就業者に占める割合が上昇していることが考えられます。

20～34歳の若年層の就業率は、70%台前半で推移しており、2002年以降おおむね上昇傾向であり、2012年は、74.4%となっています。

25～44歳の女性の就業率は、有配偶の女性の就業率の上昇等から長期的には上昇傾向が続き、2012年は67.8%となっており、数値目標に掲げられている他の年齢階級区分の中で、上昇幅が一番大きくなっています。

60～64歳の就業率は、高齢者雇用確保措置の進展等により2003年から2008年まで上昇した後は横ばいとなっていました。2012年は前年からやや上昇し、57.7%となっています（図表3-2-1）。

【図表3-2-1 就業率】



（備考）

1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
3. 2011年の数値〈〉は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

②時間当たり労働生産性の伸び率

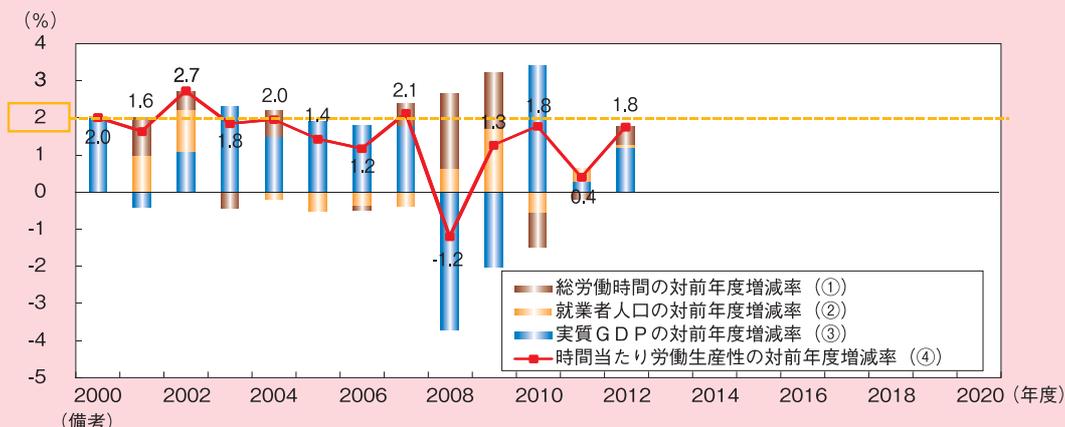
これまでの対前年度の時間当たり労働生産性の上昇率を見ると、景気の急激な悪化を受けた2008年度の大きな落ち込み後、2年連続でプラスの伸びとなり回復がみられましたが、2011年度は、東日本大震災等の影響も考えられ、前年度比0.4%と上昇率は縮小しました。しかし、2012年度は前年度比1.8%まで回復しています（図表3-2-2）。

（注）図表3-2-2の備考4にあるとおり、1人当たりの労働時間の算出に用いている厚生労働省

「毎月勤労統計調査」は、2011年2～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に一部調査を中止していた。また、同期間は、有効回答率の低下がみられるため、時系列比較には留意が必要。

さらに、図表3-2-2の備考5にあるとおり、就業者数の算出に用いている総務省「労働力調査」も、2011年3～8月分について、被災3県において調査が困難となったが、同期間については総務省統計局が公表している補完推計値を用いる。

【図表 3-2-2 時間当たり労働生産性の伸び率の推移（前年度比、実質）】



- (備考)
1. 【内閣府「国民経済計算」】〔連鎖方式〕、【総務省「労働力調査」】〔年度平均〕、【厚生労働省「毎月勤労統計調査」】〔5人以上事業所〕より作成。
 2. 実質GDPは、2013年4～6月期1次速報（2013年8月13日公表）の年度値による。
 3. 「時間当たり労働生産性＝実質GDP / (就業者×総労働時間)」から対前年度増減率で表示すると、「時間当たり労働生産性増減率(④)＝実質GDP増減率(③)－(就業者人口増減率(②)＋総労働時間増減率(①))」となるため、グラフ上は①及び②は符号を逆にして示している。
 4. 労働時間は、2011年2～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に、一部調査の中止や有効回答率の低下という東日本大震災による影響が出ている。
 5. 就業者数は、2011年3～8月分について、総務省統計局による補完推計値を用いて年度値を算出している。

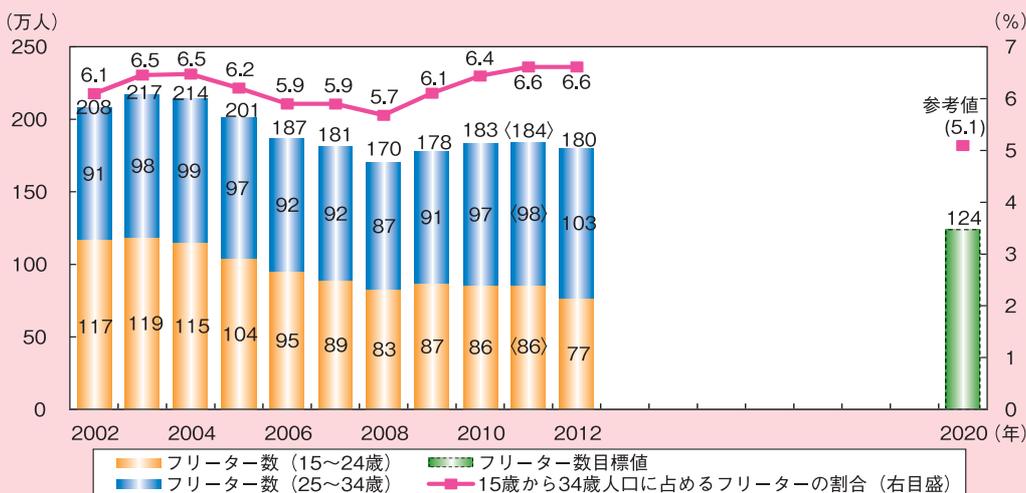
③フリーターの数

フリーター（15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者）の数は、2004年以降5年連続で減少しましたが、2009年に増加に転じ、2010年以降3年連続でおおむね横ばいで推移し、2012年は前年と比べて4万人減少しています。内訳を見ると、15～24歳の年齢層では

減少している一方、25～34歳の年齢層では増加しており、年長のフリーターの滞留傾向がうかがわれます。

また、15～34歳人口に占めるフリーターの割合は、2009年以降3年連続で上昇し、2012年も横ばいとなっています（図表 3-2-3）。

【図表 3-2-3 フリーターの数推移】

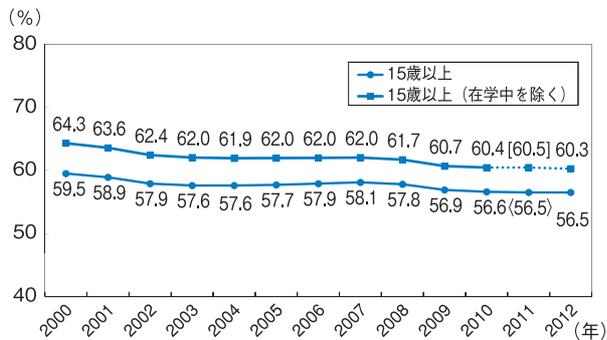


- (備考)
1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 数値は、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。
 3. 2011年の数値〈〉は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。
 4. 2020年の数値()は15歳から34歳のフリーター数を124万人と想定し、当該人口に占めるフリーターの割合を、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位）による2020年の将来推計人口より算出している。

就業率（15歳以上、15～19歳、20～24歳）について、学生を除いた就業率を見ると、学生を含む場合と比べ、15歳以上の場合は4ポイント程度、

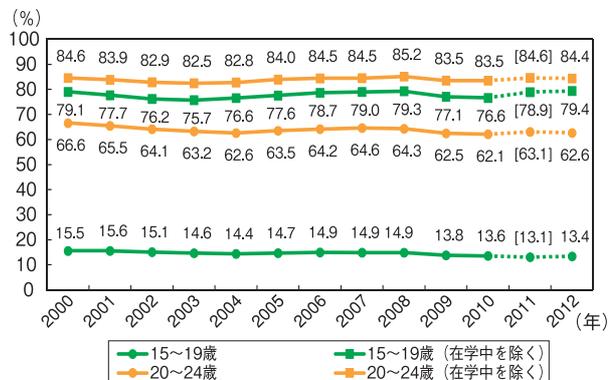
15～19歳の場合は60ポイント程度、また20～24歳の場合は20ポイント程度、それぞれ高い水準で推移しています（図表3-2-4-①、図表3-2-4-②）。

【図表3-2-4-① 就業率（15歳以上、在学中を除く場合・含む場合）】



- (備考)
- 総務省「労働力調査」より作成。
 - 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
 - 在学中を除く15歳以上、15～19歳、20～24歳の就業率は、非労働力人口の中の「通学」を除いた人口に占める就業者で算出している。
 - 2011年の〈 〉内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値、[]内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

【図表3-2-4-② 就業率（15～19歳、20～24歳、在学中を除く場合・含む場合）】

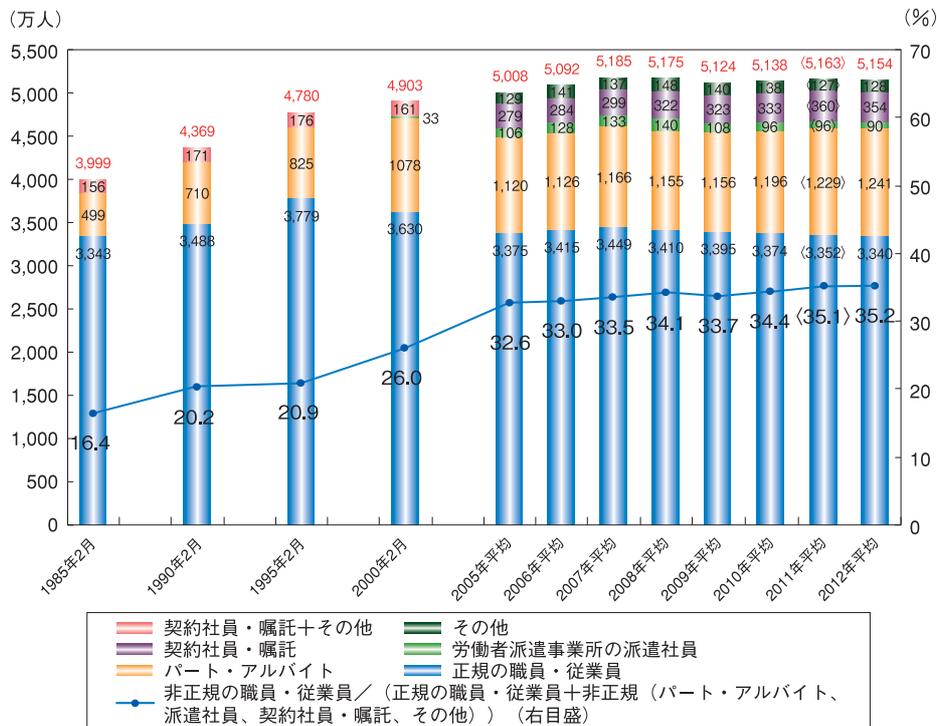


- (備考)
- 総務省「労働力調査」より作成。
 - 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
 - 在学中を除く15歳以上、15～19歳、20～24歳の就業率は、非労働力人口の中の「通学」を除いた人口に占める就業者で算出している。
 - 2011年の〈 〉内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値、[]内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

役員を除く雇用者に占めるパート・アルバイトや契約社員など非正規の職員・従業員の割合は、需要の変動に対応しやすい労働力を求める企業のニーズや、多様な働き方を求める労働者のニーズ等を背景に男女

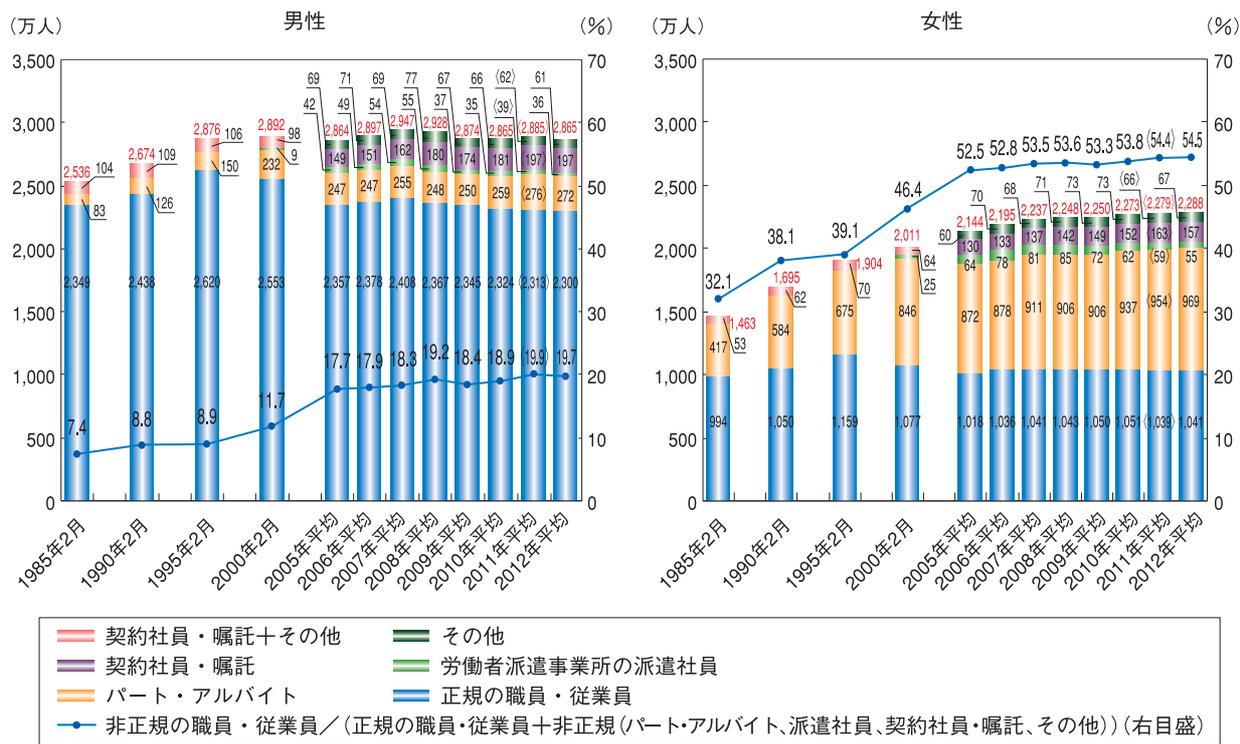
共に長期的に高まってきています。また、役員を除く雇用者全体に対する非正規職員・従業員の割合は、2000年代半ば以降、男性は20%近く、女性は50%を超えて推移しています（図表3-2-5-①、図表3-2-5-②）。

【図表3-2-5-① 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移】



- (備考)
- 1985年から2000年までは総務省「労働力調査特別集計」(2月分の単月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。
 - 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
 - 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。
 - 2011年の〈 〉内の実数・割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

【図表 3-2-5-② 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移（性別）】

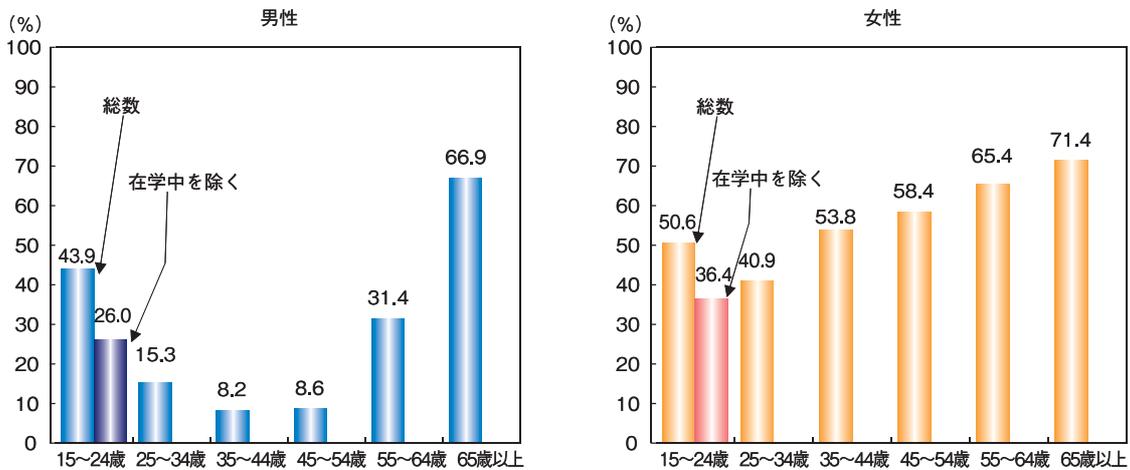


(備考) 1. 1985年から2000年までは総務省「労働力調査特別集計」(2月分の単月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。
 2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
 3. 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。
 4. 2011年の()内の実数・割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

雇用者に占める非正規の割合を男女・年齢階級別に見ると、女性では、25～34歳を底に増加し、正規雇用として働き始めた女性の多くが、自ら望んで又はやむを得ず、出産・子育て等のライフイベントを重ねるにつれて非正規雇用の選択をして

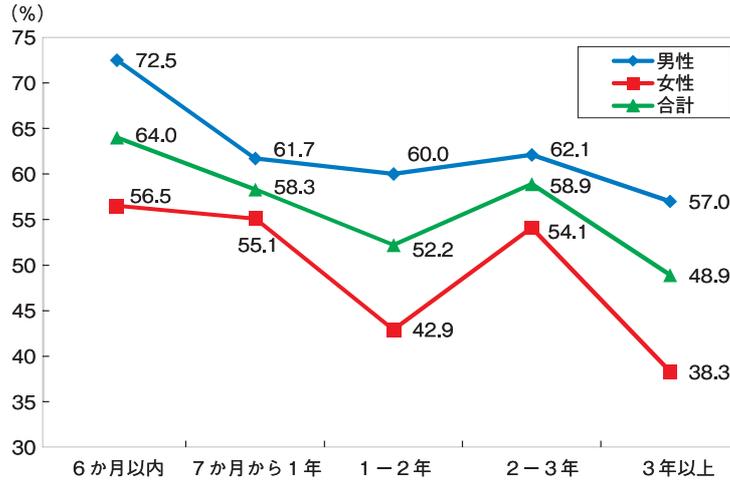
いると考えられます。男性では15～24歳と55～64歳以降で高くなっています(図表3-2-6)。また、フリーター期間が長くなるほど正社員への転換が難しくなる傾向にあります(図表3-2-7)。

【図表 3-2-6 役員を除く雇用者の年齢階級別にみた非正規の職員・従業員の割合】



(備考)
 1. 総務省「労働力調査」平成24年平均結果より作成。
 2. 男女、年齢階級別に見た「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合。
 3. 15～24歳の「在学中を除く」は在学中を除いた「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合。
 4. 「非正規の職員・従業員」は、勤め先での呼称によって区分された、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の6区分をまとめたもの。

【図表 3-2-7 フリーター期間別の正社員比率（フリーター経験者のうち現在、正社員である者のフリーター期間別比率）】

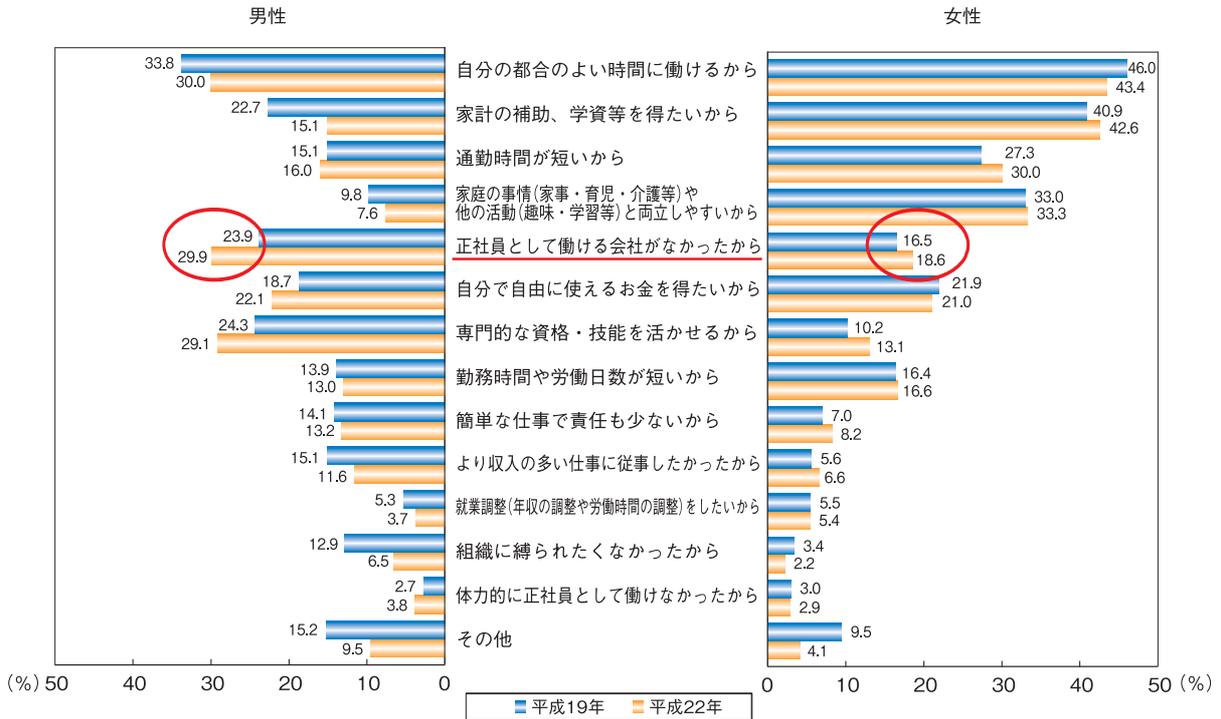


(備考) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の展開」—「第3回若者のワークスタイル調査」(2011年実施)より。

正社員以外の労働者について、現在の働き方を選択した理由を見ると、男女とも「自分の都合のよい時間に働けるから」という積極的な理由の回

答割合は平成19年から減少し、「正社員として働ける会社があった」という非積極的な回答割合が平成19年から増加しています(図表3-2-8)。

【図表 3-2-8 現在の就業形態を選んだ理由（男女別労働者割合）（正社員以外の労働者（出向社員を除く））】



(備考)

- 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」より作成。
- 正社員及び出向社員については、調査していない。なお、「正社員」とは、雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者（正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者をいう。）や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。また「出向社員」とは、他企業より出向契約に基づき出向してきている者をいう。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。
- 正社員・出向社員以外の労働者のうち、現在の就業形態を選んだ理由を回答した者について集計した。
- 「就業調整」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整を行うことをいう。
- 3つまでの複数回答。

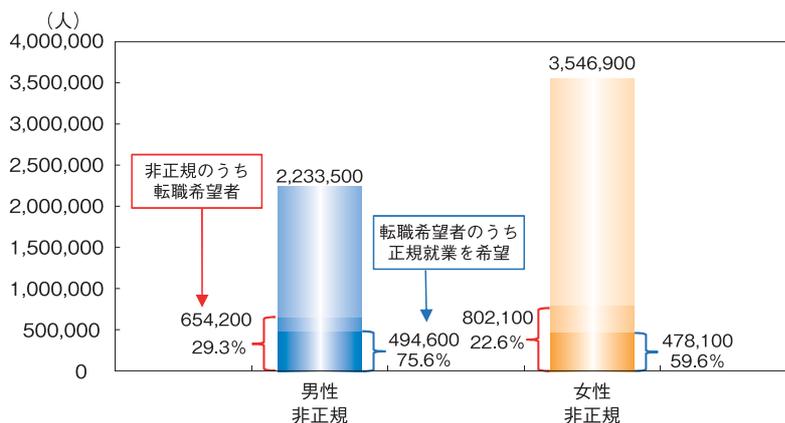
次に、転職希望者及び就業希望者がどのような就業形態を希望しているかを見ると、雇用人（15～34歳）で、「非正規就業者」のうち、男性の29.3%、女性の22.6%が転職希望です。「非正規就業者」の転職希望者のうち正規就業を希望する人の割合は、男性は75.6%、女性は59.6%となっています（図表3-2-9）。

また、無業者（15～34歳）について見ると、

男性は30.9%、女性は38.6%が就業を希望しています。就業希望者のうち正規就業を希望する人は、男性は62.8%、女性は33.4%となっています（図表3-2-10）。

これらのことから、女性の方が男性より、自ら正社員以外の働き方を選択している労働者が多いとみられます。

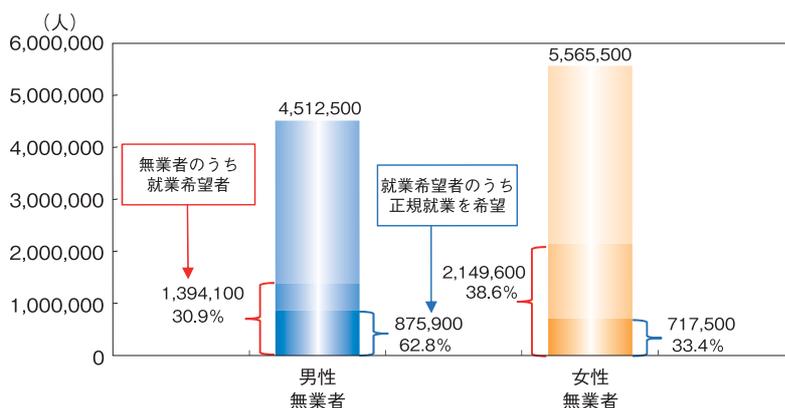
【図表 3-2-9 正規就業への転職希望者数及び割合（非正規、15～34歳）】



(備考)

- 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
- 「非正規」とは、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。なお、雇用人の区分は勤め先での呼称による。

【図表 3-2-10 正規就業への就業希望者数及び割合（無業者、15～34歳）】



(備考) 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。